

10 詐害行為取消権

答案構成ノート

(問 1)

1 請求の根拠と問題提起

受益者を相手方とする詐害行為取消請求

詐害行為取消権の要件は満たされているか

満たされているとしてどのような行使方法が認められるか

2 詐害行為取消権の要件

(1) 事案類型

第 1 贈与は財産減少行為に該当するため、424 条の要件が問題となる

①被保全債権の存在 (424 条 1 項本文)、②詐害行為の存在 (同項本文)、③債務者の悪意 (同項本文)、④受益者の悪意 (同項ただし書)

(2) ①について

①被保全債権 = 詐害行為の前の原因に基づいて生じた (424 条 3 項) 金銭債権
第 1 贈与の前の原因に基づいて生じた金銭債権である甲債権は該当する

(3) ②について

②詐害行為 = 債務者を無資力に陥らせたり債務者の無資力を悪化させたりする財産減少行為

C を無資力 (責任財産の価値総額 900 万円 < 金銭債務の総額 1200 万円) に陥らせている第 1 贈与は該当する

(4) ③について

③債務者の悪意 = 債務者の行為が詐害行為に該当することについての詐害行為の時点での債務者の認識

第 1 贈与が詐害行為に該当することについての第 1 贈与の時点での C の認識は該当する

(5) ④について

④受益者の悪意 = 債務者の行為が詐害行為に該当することについての詐害行為の時点での受益者の認識

第 1 贈与が詐害行為に該当することについての第 1 贈与の時点での D の認識は該当する

(6) 要件充足の有無

詐害行為取消権の要件は満たされている

3 詐害行為取消権の行使方法

(1) 事案類型

①詐害行為の取消しと②逸出財産の返還が問題となる(424条の6第1項前段)

(2) ①について

第1贈与の取消しが認められる

(3) ②について

第1登記の抹消が認められる

(4) 請求の内容

第1贈与の取消しと第1登記の抹消

4 結論

AのDに対する第1贈与の取消しと第1登記の抹消についての請求が認められる

(問2)

1 請求の根拠と問題提起

受益者を相手方とする詐害行為取消請求

詐害行為取消権の要件は満たされているか

満たされているとしてどのような行使方法が認められるか

2 詐害行為取消権の要件 ※ (問1)と同じであるため省略

3 詐害行為取消権の行使方法

(1) 事案類型

①詐害行為の取消しと②価額償還が問題となる(424条の6第1項前段・後段)

(2) ①について

詐害行為の取消しは被保全債権額の限度で認められる(424条の8第2項・1項)

第1贈与の取消しは甲債権の債権額400万円の限度で認められる

(3) ②について

価額償還は被保全債権額の限度で認められる(424条の8第2項・1項参照)

価額償還は甲債権の債権額400万円の限度で認められる

価額償還について取消債権者への支払請求が認められる(424条の9第2項・1項前段)

価額償還についてAへの支払請求が認められる

(4) 請求の内容

第1贈与の400万円の限度での取消しとAへの400万円の支払

4 結論

A の D に対する第 1 贈与の 400 万円の限度での取消しと A への 400 万円の支払
についての請求が認められる

答案例

(問 1)

1 請求の根拠と問題提起

A は、第 1 贈与が詐害行為であることを理由として、その受益者である D に対する詐害行為取消請求をすることが考えられる。

そこで、詐害行為取消権の要件が満たされるかが問題となるとともに、満たされるとして詐害行為取消権の行使方法としてどのような請求が認められるかが問題となる。

2 詐害行為取消権の要件

(1) 事案類型

第 1 贈与は財産減少行為に該当するため、本問では、詐害行為取消権の要件として、①被保全債権の存在（民法 424 条 1 項本文）、②詐害行為の存在（同項本文）、③債務者の悪意（同項本文）、④受益者の悪意（同項ただし書）の、4 つが満たされる必要がある。

(2) ①について

①の要件が満たされるためには、取消債権者が債務者に対して金銭債権を有しており、この金銭債権が詐害行為の前の原因に基づいて生じたものであることが必要となる（民法 424 条 3 項）。

本問では、A は C に対して甲債権という金銭債権を有している。また、甲債権は第 1 贈与の時点で既に発生していることから、詐害行為とされる第 1 贈与の前の原因に基づいて生じたものであることは明らかである。

よって、本問では①の要件は満たされている。

(3) ②について

財産減少行為が問題となる本問においては、②の要件が満たされるためには、債務者を無資力に陥らせるか債務者の無資力を悪化させる財産減少行為が存在することが必要となる。

本問では、第 1 贈与の前の時点では、責任財産の価値総額 1500 万円（丙土地 600 万円＋丁土地 900 万円）は債務総額 1200 万円（甲債権 400 万円＋乙債権 800 万円）を上回っており、C は無資力ではなかった。しかし、第 1 贈与により、責任財産の価値総額 900 万円（丁土地 900 万円）が債務総額 1200 万円（甲債権 400 万円＋乙債権 800 万円）を下回り、C は無資力に陥っている。したがって、第 1 贈与は C を無資力に陥らせる財産減少行為に該当する。

よって、本問では②の要件は満たされている。

(4) ③について

③の要件が満たされるためには、債務者が、詐害行為の時点で、債務者の行為が詐害行為に該当することを認識していたことが必要となる。

本問では、C は、第 1 贈与の時点で、第 1 贈与の結果として C が甲債権と乙債権の全額につき支払を行うことができなくなることを認識していたことから、第 1 贈与の時点で、第 1 贈与が C を無資力に陥らせる財産減少行為に該当することを認識していたといえる。

よって、本問では③の要件は満たされている。

(5) ④について

④の要件が満たされるためには、受益者が、詐害行為の時点で、債務者の行為が詐害行為に該当することを認識していたことが必要となる。

(4)で検討したのと同様の理由により、本問では、D は、第 1 贈与の時点で、第 1 贈与が C を無資力に陥らせる財産減少行為に該当することを認識していたといえる。

よって、本問では④の要件は満たされている。

(6) 要件充足の有無

以上のことから、本問では詐害行為取消権の要件はすべて満たされている。

3 詐害行為取消権の行使方法

(1) 事案類型

そこで次に、詐害行為取消権の行使方法としてどのような請求が認められるかが問題となる。具体的には、受益者に対する詐害行為取消請求として、①詐害行為の取消しと②逸出財産の返還を請求することが考えられる（424 条の 6 第 1 項前段）。

(2) ①について

①については、2 (3)で見たとおり本問では第 1 贈与が詐害行為に該当するところ、民法 424 条の 6 第 1 項前段に基づき、詐害行為の取消しとして、第 1 贈与の取消しが請求されうる。

(3) ②について

②については、本問のように逸出財産が不動産である場合には、債務者から受益者への所有権移転登記の抹消が逸出財産の返還の典型的な方法となるため、民法 424 条の 6 第 1 項前段に基づき、逸出財産の返還として、第 1 登記の抹消が請求されうることになる。

(4) 請求の内容

以上のことから、本問では、詐害行為取消権の行使方法として、第 1 贈与の取消

しと第 1 登記の抹消についての請求をすることができる。

4 結論

したがって、詐害行為取消請求として、A の D に対する、第 1 贈与の取消しと第 1 登記の抹消についての請求が認められる。

(問 2)

1 請求の根拠と問題提起

A は、第 1 贈与が詐害行為であることを理由として、その受益者である D に対する詐害行為取消請求をすることが考えられる。

そこで、詐害行為取消権の要件が満たされるかが問題となるとともに、満たされるとして詐害行為取消権の行使方法としてどのような請求が認められるかが問題となる。

2 詐害行為取消権の要件

第 1 贈与は財産減少行為に該当するため、本問では、詐害行為取消権の要件として、①被保全債権の存在（民法 424 条 1 項本文）、②詐害行為の存在（同項本文）、③債務者の悪意（同項本文）、④受益者の悪意（同項ただし書）の、4 つが満たされる必要があるところ、(問 1) 2 で検討したとおり、本問ではいずれの要件も満たされている。

3 詐害行為取消権の行使方法

(1) 事案類型

そこで次に、詐害行為取消権の行使方法としてどのような請求が認められるかが問題となる。具体的には、受益者に対する詐害行為取消請求として、①詐害行為の取消しと②価額償還を請求することが考えられる（424 条の 6 第 1 項前段・後段）。

(2) ①について

①については、(問 1) 2 (3) で見たとおり本問では第 1 贈与が詐害行為に該当するところ、民法 424 条の 6 第 1 項前段に基づき、詐害行為の取消しとして、第 1 贈与の取消しが請求されうる。

ただし、(3) で後述するとおり、本問は価額償還が請求される場合であるため、民法 424 条の 8 第 2 項・1 項より、第 1 贈与の取消しは、被保全債権である甲債権の額 400 万円の限度でしか請求されえない。

(3) ②について

②については、本問では第 2 贈与の結果として D が逸出財産である丙土地を返還することが困難となっているため、民法 424 条の 6 第 1 項後段に基づき、丙土地の

価額の支払が価額償還として請求されうることになる。

ただし、(2)で前述したように、第1贈与の取消しは400万円の限度でしか請求されえないため、これに対応して、価額償還も400万円の限度でしか請求されえないことになる。

また、本問は価額償還が請求される場合であるため、民法424条の9第2項・1項前段より、AはDに対して、価額償還としての400万円の支払を、A自身に対して行うべきことを請求することができる。

(4) 請求の内容

以上のことから、本問では、詐害行為取消権の行使方法として、第1贈与の400万円の限度での取消しとAへの400万円の支払についての請求をすることができる。

4 結論

したがって、詐害行為取消請求として、AのDに対する、第1贈与の400万円の限度での取消しとAへの400万円の支払についての請求が認められる。